

議会改革・活性化特別委員会行政視察報告

日程：平成24年2月1日（水）～2月2日（木）

視察先：京都府京丹後市、三重県伊賀市

参加者：赤木委員長、乗越副委員長、大谷委員、宮川委員、谷委員、大江委員、竹川委員、家森委員、中平委員、渡邊委員、寺尾委員、下村委員、事務局随員2名

◎京都府京丹後市（2月1日）

【人口】 60,742人 【面積】 501.84k㎡

◆調査事項「議会基本条例、議会報告会について」

・事業概要

議会基本条例について

◎議会改革特別委員会にかかる検討内容一覧

年月日	内容		
H18.9.1 ～ H19.12.17	・委員会	37回	作業部会の設置 議員研修会の内容、まとめ、結果報告 視察研修の内容、まとめ、結果報告 意見を聞く会の内容、まとめ、結果報告 アンケート調査の実施、まとめ、結果報告 地方自治法第96条第2項について 「意見聴取会」について 議員定数、議員報酬、政務調査費について 政務調査費条例について 議員定数条例について インターネットによるライブ中継及び録画は威信について 質疑・一般質問について 代表質問の制度の明確化について 議員間の自由討議の導入について 議員の質問に対する反問権の付与について 委員会体制のあり方について 議会基本条例について
	・作業部会	20回	委員会で検討する案件について
	・議員研修会		H18.10.18 「開会改革の現状、課題と議会基本条例について」 講師：議会町村議会議長会政務・議事調査部長 岡本光雄 氏 H18.11.27 「市民参加と議会改革・地方議会のマニフェスト」について 講師：(株)ぎょうせい・月間ガバナンス副編集長 千葉茂明 氏

	・視察研修	H18.11.1～2日 ・三重県地方議会フォーラム2006 「議会基本条例と今後の議会改革」について ・滋賀県高島市議会 「合併後の議会改革」について
	・意見を聞く会	H19.1.26～2.9 合併した旧6町+女性会 計7回 「議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明」 「意見聴取」

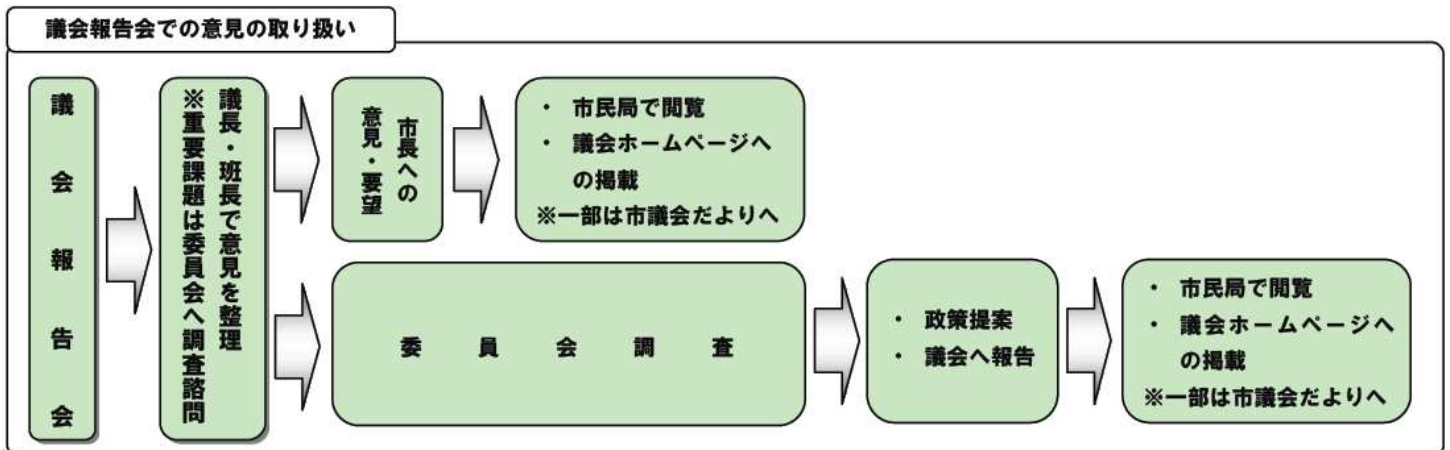
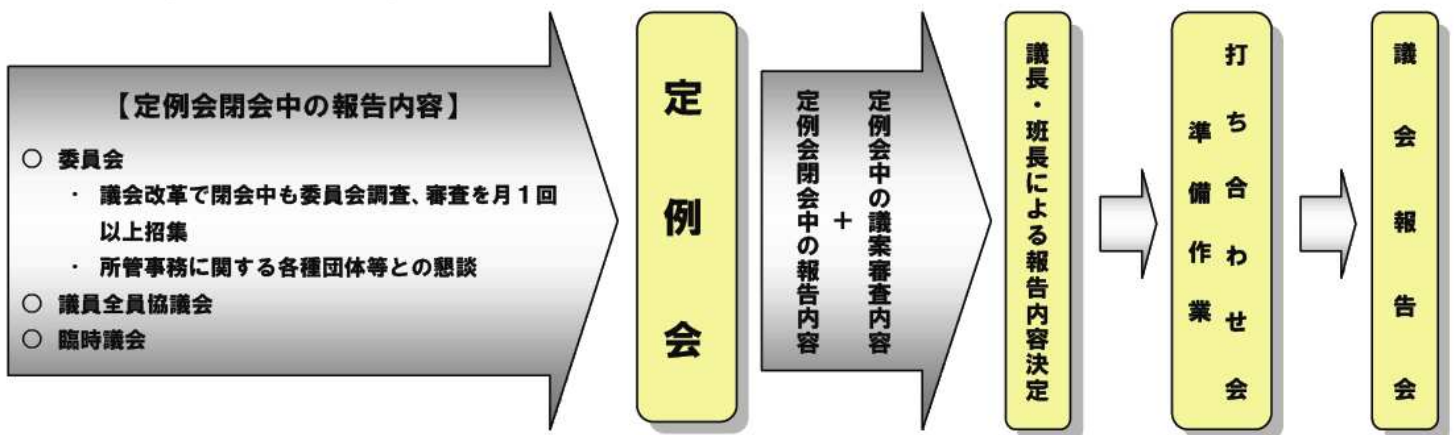
議会基本条例については、平成19年7月25日の作業部会から検討を始め、平成19年11月19日に条例案を策定していた。その間、委員会での協議7回、作業部会4回、議員会3回、理事者との協議4回、市民団体の意見交換会2回を実施していた。

議会報告会について

定例会ごとに6会場回り、年間24回実施。

資料6

京丹後市議会における議会報告会開催手順



京丹後市議会視察資料から引用

・委員の感想

○議会基本条例を設定して忠実に履行すれば、自然に次期一般選挙より議員定数の削減が可能になるとのことで、非常に興味深かった。つまり、議会報告会（市民と議会の懇談会）等を積極的に行うことによって、市議会議員の負荷が大きくなり、少数精鋭化がなされる。負荷が大きくなりすぎて市議会議員のなり手がなくなるのではないかと考えさせられた。議会報告会の参加者は60歳以上のお年寄りが多いので、若手、女性を増やそうとあの手この手で模索しておられたのが参考になった。

○市政の透明化を具体化し、アンケートの実施を果たした上で慎重に市民との対話に取り組まれています。東広島市も「議会基本条例」の制定の途中でやるべき事、やり残していることがリアルに示され、委員外議員の受け止めも今後議論が活発化することが期待される。また、条例制定後の検証も自ら委員会を再度立ち上げるなど責任ある行動をとっておられました。

○議会の二代表制の一方の重要な責任意識を全ての議員が自覚して持ち合わせているということが感じられた。リーダーの強い熱い思いと市民の議員（議会）に対しての感心があったから議会改革が進んだと思われる。

○合併と同時に新たに真の議会を造る事への必要性を感じ、その改革に着手した。主眼は、市長及び執行部と議会と市民の三角関係において、互いの立場でより良い環境を造る為、刺激し合い、緊張ある関係により、活力ある組織を構築する目的が良く理解できた。特筆は、議案についての市長の説明責任の必要性、そして、議会での論点、争点を明確にする討議のあり方等を基本条例に付し、政策の水準を高めている仕組みである。そして、それらを市民との共有の事柄とする為の説明行為としての議会報告会を義務付けて、より質の高い行政システムへ進化させようとしている。それらのプロセスにおいて、市民参加の必要性、意識の向上を図る行為が随所に仕込まれている。同様に議員間の討議も十分に達成できる仕組み、更に議員個々の資質の向上を図る仕組み等が多くあり、我が市においても大変に参考にすべき事柄を多く感じた。京丹後市、伊賀市共に共通して、上記の事で総括していると思う。異なる点は、伊賀市の場合、議会基本条例制定前に、住民自治基本条例が制定されており、この2つの基本条例で正しく市長部門と議会と市民の三角関係のあり方を連動し、それぞれの役割とその職能をうまく確立している。我が市においては、説明する仕組み、そして討議する仕組みが少々大変に薄く、決める事が主眼となっている様な気がする。このことが最大ですべてであると思う。



○議会改革基本条例化について、1、議員の役割と任務についてから7項目を検討課題として、基本条例の作成に取り組まれている。条例案作成に当たっては、8点にまとめられ調査検討の手法としての研修会及び全国的な議会改革の現状と課題について見識を深められるとともに、市民

の意見を改革に反映するためにアンケート調査・懇談会等の手法を活用し条例案を作成されているようでありました。本市もこうした事例を参考にしたいと考えます。

議会報告会について

市民の皆さんとの対話を設けることを目的に報告会を定期的で開催されている。定例議会閉会后、議案等の審議の経過及び結果について報告し、さらに市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会が開催されている。

○議会改革・活性化を行うことについて、議員全員が統一した意識をもち、議会基本条例を制定し、確実に実施して行くことにより、二元代表制としての議会の役割が果たせる。

予算や決算などより詳細な資料を執行部との協議の中で作成されることにより理解と議論が深まり、市民に対する説明責任が果たせ、政策に対する提案や提言などの議論もより深まる。

○議会基本条例第3章市長等執行機関と議会及び議員の関係においては、第7条、第8条、第9条は具体的によく整理されていると思う。議員の詳細な資料としては、大変よいと思う。

私は、議会として行動する報告会については、全てが良いと思わないが、議会議員としての職務としては考えなくてはならないと思った。次の時代を担う若い人達の関心を得、市政に積極的に参加して頂く事、大変むつかしい事であるが、努力が必要と思った。

○二元代表制の下、その一翼を担う議会としての、その責任と自らの資質向上と信念と自信が、議長の説明から伺える。

基本条例をクリアすれば、議員定数は24で良いとの議長の説明があったが、これこそが改革・活性化の基底にあるべきと感じる。

反問権の付与に対しては、質問に対する議員自らの信念に学習が求められ、この事が自らの資質向上につながると思う。

予算説明資料の提出は、意義がある。

○特記すべきは「市長による政策等の形成過程の説明」のため、政策等を必要とする背景など6項目の事項を明文化したものを市長に対し求めており、参考にすべきと考える。

執行部の反問権をみとめているが、議会は論争の場であるので今後は必要であろう。

○地方自治法第96条第2項の議決事件として、5年以上のまちづくり計画を加えることにより、議会名実ともに、市のまちづくりの方向性を決める機関となり、このことにより自ら議会が政策提案できる仕組みをつくっている。また、予算案の提案に際しては、分かりやすい説明資料を作成するよう条例に明記し、執行部に実施させており、これによって、執行部の予算執行状況を把握し、監視チェックができる仕組みにしており、極めて合理的な改革・活性化を実現していると感じた。少しでも真似がしたい議会であった。

○検討課題と行程を明確にすることによって、1年3ヶ月程度で議会としての結論を出していることについて、議会改革基本条例の制定に向けての参考となった。

市民の意見を反映する為、アンケート調査・懇談会・公聴会・パブリックコメント等の手法を活用されて、市民の思いがどのようなところにあるのか、市民とともに議会改革を共有していることに共感した。

議会改革の検討課題を明確化して、作業部会で骨子を作成して委員会に諮り、議論して進めているように思う。

議会改革が自己満足にならないように、効果の確認をしっかりとやるべきだと思います。どのような方法で、確認されるのか詳しく説明して欲しかった。